

23 養豚及び採卵養鶏の経営安定対策

【令和5年度予算概算要求額

養豚 (所要額) 16,804 (16,804) 百万円
 採卵養鶏 (所要額) 5,174 (5,174) 百万円

<対策のポイント>

養豚及び採卵養鶏の経営の安定を支援することにより、意欲ある生産者が経営を継続し、その発展に取り組める環境を整備します。
 (TPP11協定等の発効を踏まえて、肉豚経営安定交付金(豚マルキン)については、補填率等の引上げを実施。(平成30年12月))

<政策目標>

- 豚肉の生産量の増加(90万t[平成30年度]→92万t[令和12年度まで])
- 鶏卵価格の安定化(卸売価格の変動幅:平均卸売価格の±25%以内[毎年度])

<事業の内容>

1. 養豚経営安定のための支援

肉豚経営安定交付金(豚マルキン) (所要額) 16,804 (16,804) 百万円
 標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付します(交付金のうち4分の1に相当する額は、生産者負担金の積立による積立金から支出します。)

2. 採卵養鶏経営安定のための支援

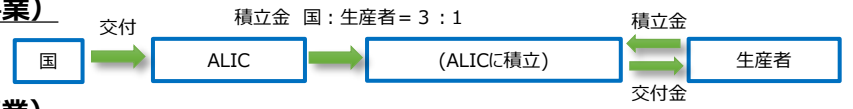
鶏卵生産者経営安定対策事業 (所要額) 5,174 (5,174) 百万円

- ① 鶏卵価格が補填基準価格を下回った場合に差額の9割を補填します。
- ② 鶏卵価格が安定基準価格を下回った場合に鶏舎を長期に空ける取組を支援します。
- ③ 確度の高い鶏卵の需給見通しの作成等を支援します。

【鶏卵生産者経営安定対策事業検討会での取りまとめを踏まえた見直し概要】
 需給調整機能の実効性向上を図るため、鶏舎を長期に空ける取組の発動基準の引上げにより、鶏卵価格の大幅な低下を防ぎます。これにより、価格差補填金の交付幅が圧縮されることから、国の負担割合を引き上げます(国:生産者=1:7→1:5)。さらに、現行より長い空舎期間を新設するとともに、10万羽未満飼養生産者に限り、奨励金の対象となる成鶏の出荷期間を拡張します。

<事業の流れ>

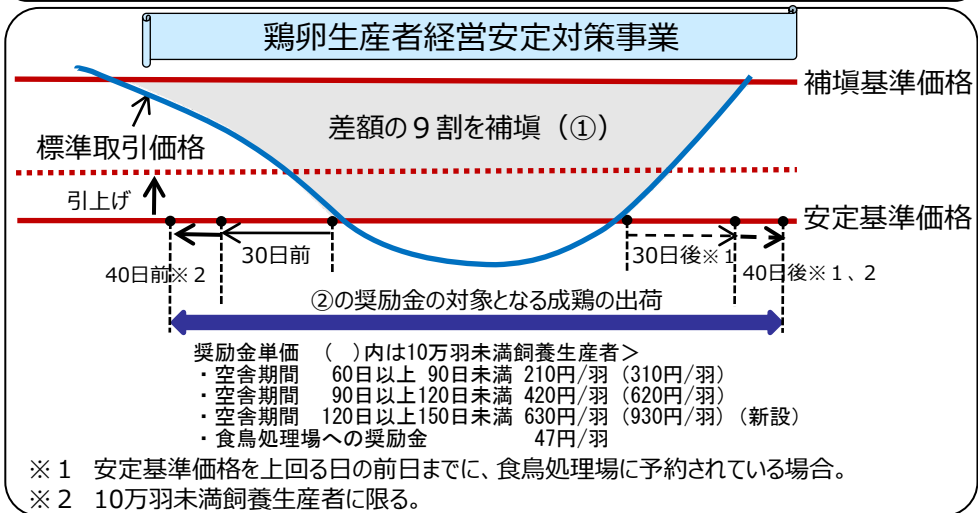
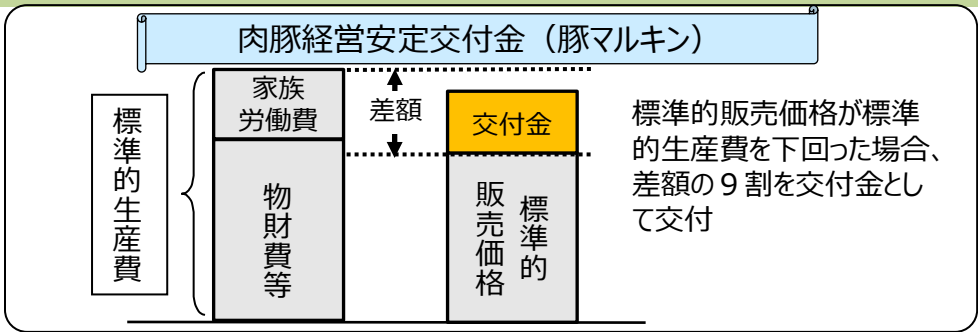
(1の事業)



(2の事業)



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 (1の事業) 畜産局企画課 (03-3502-5979)
 (2の事業) 食肉鶏卵課 (03-3502-5989)